

入院費について

(2025.4.1～)

当院は「回復期リハビリテーション病棟入院料1」に該当する病床です。1日当たりの入院費の目安は以下の通りです。

自己負担割合	回復期リハビリ病棟	その他	
3割	約15,000円程度	+	食事代
2割	約10,000円程度		
1割	約5,000円程度		
		+	リース代

(※上記金額はあくまでも目安であり、諸条件によって多少の前後はあります)
(※個室・2人室へご入院される場合は別途室料がかかります)

【高額療養費制度について】

高額療養費制度とは、医療機関や薬局で支払った額が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額の支給を受けることができる制度です。所定の窓口で「限度額適用認定証」の発行を申請し、病院の窓口で提示することで制度を利用することができます。制度の概要は以下のとおりです。

〈70歳未満の方〉

所得区分（適用区分）		ひと月の上限額	4か月目以降（※2）	食事代（1食）
① (ア)	年収 約1,160万円以上 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得(※1)901万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	140,100円	510円
② (イ)	年収 約770万～1,160万円 健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：年間所得600万円～901万円	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	93,000円	510円
③ (ウ)	年収 約370万～770万円 健保：標準報酬月額28万円～50万円 国保：年間所得210万円～600万円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	44,400円	510円
④ (エ)	年収 ～約370万円 健保：標準報酬月額26万円未満 国保：年間所得210万円以下	57,600円	44,400円	510円
⑤ (オ)	住民税非課税	35,400円	24,600円	240円（～90日） 190円（91日～）

※1 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）のことを指します。（いわゆる「旧ただし書所得」）

※2 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます

〈70歳以上の方〉

70歳～74歳の方は「高齢受給者証」を、75歳以上の方は「後期高齢者医療受給者証」をご提示いただくだけで、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

また住民税非課税世帯の方には申請することで「限度額適用・標準負担額減額認定証」（区分・区分II）が発行され、支払額がさらに減額されます。

平成30年8月から、年収約370～1,160万円（課税所得145～689万円）の方（下表の所得区分（適用区分）が『現役並み』の『I、II』に該当する方）は、市町村窓口にて「限度額適用認定証」の交付の申請が必ず必要となりますのでご注意ください。

所得区分（適用区分）		ひと月の上限額（世帯ごと ※3）	4か月目以降（※2）	食事代（1食）
現役並み	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	140,100円	510円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	93,000円	510円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	44,400円	510円
一般	課税所得145万円未満 (※4)	57,600円	44,400円	510円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	-	240円（～90日） 190円（91日～）
	Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）	15,000円	-	110円

※3 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※4 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます

〈申請窓口は健康保険以外の方はお住まいの市町村の役所、健康保険の方はお勤めの会社、若しくは保険者になります〉

〈65歳以上の方〉

◎2024年6月より、ご入院中の方は、以下の居住費が別途発生いたします。

・居住費(光熱水費) 370円/日(※5)

※5 指定難病の方、高齢福祉年金受給者、境界層該当者については、負担はありません

その他の医療費助成制度（重度障がい者医療費助成等）を利用できる方は、さらに窓口負担が軽減されます。

詳細は担当の医療ソーシャルワーカーにご相談ください。